

災害ボランティアぐんま 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「災害ボランティアぐんま」(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を群馬県前橋市大手町一丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 この会は、群馬県内での災害発生時における県民への救援活動並びに首都圏及び近県での災害発生時における救援活動を行うとともに、大災害に備えてボランティア活動を希望する方々が災害救援ボランティア活動を日常的に訓練することにより、地域防災、災害救援に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害救援ボランティア活動の指導者養成
- (2) 災害時に備えた企業、各種団体、行政とのネットワーク化(相互交流、情報交換等)
- (3) 自治体との連携による災害救援体制の構築及び支援
- (4) 防災意識の啓発
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この会の会員は、別表1に掲げるものとする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、理事会で別に定めるところにより入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(会費等)

第7条 個人会員及び法人会員は、理事会で別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費等は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第9条 この会には次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任)

第10条 理事は、会員の中から総会の議決をもって選出する。

2 会長、理事長及び副理事長は、理事会で理事による互選により選任する。

3 監事は、会員の中から総会の議決をもって選出する。

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会を統括する。

2 理事長は、理事会を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、必要により、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を通じて会の運営に当たる。

5 監事は、会務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の同意を得て解任することができる。

(1) 健康上の事由で、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(最高顧問)

第14条 この会に、最高顧問を置くことができる。

2 最高顧問は、この会の重要な事項に関して、会長及び理事長に進言し、又は助言することができる。

第4章 総会

(種別)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第17条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更に関する事

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 理事及び監事の選任又は解任

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第18条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長又は会長の指名する者が行う。

(議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印の上、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第26条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印の上、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 委員会

(委員会)

第28条 理事長は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。
2 委員会に関する事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

第7章 会計

(会計)

第29条 この会の運営に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第30条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第31条 この会の事務を処理するために、事務局を置く。
2 事務局について必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第32条 この会則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、この会の設立総会のあった日から施行する。(平成17年9月1日から施行)
- 2 この会の設立当初の役員は、第10条第1項から第3項までの規定にかかわらず、設立準備委員会で選任された別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 この会の設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、この会則施行のあった日から平成18年3月31日までとする。

別表1

種 別	入会資格・活動条件等
個人会員	・ 災害救援ボランティア活動に意欲があり、この会の目的に賛同し入会した個人で、別に定める年会費を納入したもの。
団体会員	・ この会の目的に賛同し入会し、災害救援ボランティア活動に協力する団体等。
法人会員	・ この会の目的に賛同し入会し、本会活動に資金的、人的に支援を行う法人その他団体等とし、別に定める年会費を納入したもの。

注：団体会員・法人会員に所属する個人が災害救援ボランティア活動に参加する場合は災害ボランティア活動保険等に必ず加入するものとする。